

○金融庁告示第 号
財務省告示第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十八条の七の規定に基づき、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十五条第一項の規定により行う業務であつて当該業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを次のように指定し、平成十九年 月 日から適用する。

平成十九年 月 日

金融庁長官 五味 廣文

財務大臣 尾身 幸次

金融商品取引法（以下「法」という。）第三十五条第一項の規定により行う業務のうち、次に掲げるもの以外のもの

一 法第三十五条第一項第一号又は第十号から第十五号までに掲げる行為を行う業務

二 法第三十五条第一項第九号に掲げる行為（次に掲げる業務に係るものに限る。）を行う業務

イ 金融商品取引業（法第二条第十一項に規定する登録金融機関が行う法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務を含む。）のうち、有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。ロにおいて同じ。）以外の業務

ロ 有価証券関連業のうち、金融商品取引法施行令第十八条の六各号に掲げる取引に係るもの
ハ 前号に掲げる業務

三 前二号に掲げる業務に類似する業務

件名

金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件